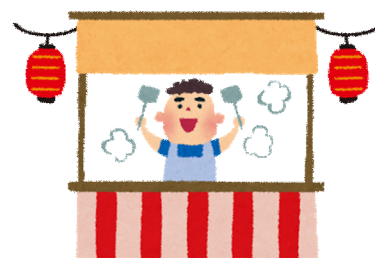


火災予防条例が改正されました

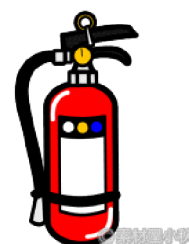


1 露店等の開設届出

祭礼、縁日、花火大会、展示会その他多数の者が集合する催し(※1)で、こんろやストーブ、発電機等を使用する露店等を開設する場合には、主催者または露店等の開設者は消防長への届出が必要になります。

2 消火器の準備

上記①の催しで、こんろやストーブ、発電機等を使用する場合には、消火器の準備が必要になります。



3 指定催しの指定

上記①の催しのなかでも大規模な催し(※2)については、「指定催し」として指定され、防火担当者を定めることや火災予防上必要な業務に関する計画書の提出が義務付けられます。(※3)

※1 「祭礼、縁日、花火大会、展示会その他多数の者が集合する催し」のなかで、個人的なつながりでの催し(近親者によるバーベキュー、幼稚園で父母が主催する餅つき大会のように相互に面識がある者が参加する催しなど)は対象外。

※2 「大規模な催し」とは、一日あたりの人出予想が10万人以上である屋外での催し、または露店等が100店舗を超える規模の屋外での催しのほか、消防長が大規模なものとして認める屋外での催し。

※3 火災予防上必要な業務に関する計画書を提出しなかった場合、罰則(30万円以下の罰金)が科せられます。

露店等の開設について不明な点は
消防本部へお問い合わせください。

